

ESG 10 minutes

管理部門向けのESG情報開示・対話のニュースレター

2023年4月

(本号は2023年3月31日までの情報に基づきます)

What's New & Update (2023/1~2023/3)

日付	主体	内容
2023年1月5日	EU	企業サステナビリティ報告指令(CSRD)が発効 【→p.6記事】
2023年1月17日-19日	IFRS財団	国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)がボード会議を開催(2月16日、3月16日にも開催) 【→p.5記事】
2023年1月18日	SSBJ	サステナビリティ基準委員会を開催(2月2日、3月2日、3月16日にも開催) 【→p.5記事】
2023年1月20日	JPX	「TCFD提言に沿った情報開示の実態調査(2022年度)」を公表
2023年1月31日	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を公表。また、同日付で「記述情報の開示の好事例集2022」を公表(3月24日に更新) 【→p.2-4記事】
2023年2月6日	経済産業省	非財務情報の開示指針研究会「サステナビリティ関連データの効率的収集と戦略的活用に関するワーキング・グループ」を開催(3月1日にも開催)
2023年2月17日	IFRS財団	2月16日のISSBボード会議で初の「IFRSサステナビリティ基準」に係る審議が完了し、基準開発プロセスの最終段階に入ったことを公表
2023年2月17日	IOSCO	初の「IFRSサステナビリティ基準」に関する基準開発プロセスが最終段階に入ったことに関するISSBからの発表を支持する声明を公表
2023年2月22日	GPIF	GPIFの国内株式運用機関が選ぶ「優れた統合報告書」と「改善度の高い統合報告書」を公表(3月24日には「優れたTCFD開示」を公表)
2023年3月1日	IFRS財団, FASF	IFRS財団と財務会計基準機構(FASF)が、IFRS財団および東京のアジア・オセアニアオフィスに対する、FASFによる財政上のコミットメントを延長する覚書を締結。支援をISSBの活動にも拡大
2023年3月3日	金融庁	「サステナビリティ開示に係る国際カンファレンス」を東京にて開催
2023年3月15日	FASF	サステナビリティ基準諮問会議を開催
2023年3月28日	TNFD	TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)が自然関連リスク管理・開示のフレームワークのベータ版v0.4を公表
2023年3月31日	ASBJ, SSBJ, EFRAG	ASBJおよびSSBJの代表者とEFRAGの代表者がブリュッセルで会合を開催

1.「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正の公表 (1/3)

- ・2023年1月31日、金融庁は「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正(以下、「本改正」)を公表しました。これにより有価証券報告書等でのサステナビリティ情報の開示が必須となります。
- ・本改正は、2023年3月31日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されます。早期適用も可能です。

(図表1) 開示府令の主な改正事項	
有価証券報告書	■ 女性活躍推進法等の規定に基づき以下の3つの指標を記載 【全企業(※1)】 <ul style="list-style-type: none">・ 女性管理職比率・ 男性の育児休業取得率・ 男女間賃金格差 <p>(※1)当該規定に基づき、提出会社とその連結子会社それぞれの指標を記載(当該規定による公表をしない場合、記載を省略可)</p>
第一部 企業情報	■ サステナビリティ情報の「記載欄」を新設し、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の4つの構成要素について記載(連結会社ベースでの記載) a. ガバナンス <ul style="list-style-type: none">・ サステナビリティ関連のリスクと機会を監視・管理するためのガバナンスの過程・統制・手続 【全企業】
第1 企業の概況	b. 戦略 <ul style="list-style-type: none">・ サステナビリティ関連のリスクと機会に対処する取組 【重要性を判断して開示】・ 人材育成の方針、社内環境整備の方針 【全企業】
【従業員の状況】 (充実)	c. リスク管理 <ul style="list-style-type: none">・ サステナビリティ関連のリスクと機会を識別・評価・管理するための過程 【全企業】
第2 事業の状況	d. 指標及び目標 <ul style="list-style-type: none">・ サステナビリティ関連のリスクと機会の実績を評価・管理・監視するために用いる情報 【重要性を判断して開示】・ 人材育成の方針や社内環境整備の方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績 【全企業】
【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	■ 記載すべき事項を有価証券報告書の他の箇所で記載した場合、サステナビリティ記載欄にはその旨を記載することによって、当該記載事項の開示を省略することができる
【サステナビリティに関する考え方及び取組】(新設)	
【事業等のリスク】	
...	
第4 提出会社の状況	
...	
第5 経理の状況	
...	

本改正の概要

金融庁は2023年1月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を公表しました。

今回は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下、「開示府令」)、「企業内容等の開示に関する留意事項について」(以下、「開示ガイドライン」)、「記述情報の開示に関する原則」が改正されています。2022年11月に公表された公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、公開草案から一部、記載の明確化も行われました。

本改正に係る内閣府令等の規定は、2023年3月31日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されます。また、施行日以後(2023年1月31日以後)に提出される有価証券報告書等から早期適用することも可能です。

開示府令の主な改正事項

サステナビリティ全般に関する開示として、有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設されました。当該記載欄は「ガバナンス」と「リスク管理」の記載を全企業必須とし、「戦略」と「指標及び目標」は重要性を判断して記載することを求めています。

また、人的資本・多様性に関する開示として、新設された記載欄の「戦略」と「指標及び目標」では、人材育成の方針、社内環境整備の方針および当該方針に関する指標に係る記載を全企業に求めています。さらに、有価証券報告書等の「従業員の状況」では、女性活躍推進法等に基づく指標の記載を求めていました。

1.「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正の公表 (2/3)

開示ガイドラインの主な改正事項

サステナビリティ全般に関する開示では、将来情報の記述と虚偽記載の責任および他の公表書類の参照に関する事項が改正されました。また、人的資本・多様性に関する開示では、女性活躍推進法等に基づく指標の「従業員の状況」への記載に関する事項が改正されました。主な改正事項は図表2のとおりです。

(図表2) 開示ガイドラインの主な改正事項

サステナビリティ全般	<ul style="list-style-type: none">■ 将来情報の記述と虚偽記載の責任について、以下を明確化<ul style="list-style-type: none">・ 将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明がされている場合には、記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載の責任を負うものではないこと・ 当該説明の記載に当たり、例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨と検討された内容 (※1) の概要を記載すること(※1) 例えば、記載に当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程■ 他の公表書類の参照について、以下を明確化<ul style="list-style-type: none">・ サステナビリティ情報の記載について、有価証券届出書に記載すべき重要な事項を記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、他の公表書類を参照できること・ 単に参照先の書類の虚偽表示等をもって直ちに虚偽記載等の責任を問われるものではないこと (※2)(※2) 当該他の公表書類の参照自体が有価証券報告書等の重要な虚偽記載等になり得る場合を除く
人的資本・多様性	<ul style="list-style-type: none">■ 女性活躍推進法等の規定に基づく3つの指標 (P2参照) を記載するにあたり、以下を明確化<ul style="list-style-type: none">・ 投資者の理解が容易となるよう、任意で追加的な情報を記載できること・ 3つの指標を「従業員の状況」に記載した場合、サステナビリティ記載欄の「指標及び目標」での記載は省略可能であること・ 男性の育児休業取得率と男女間賃金格差を記載するに当たって注記すべき内容(割合を記載する場合の算出方法など)

記述情報の開示に関する原則の主な改正事項

「記述情報の開示に関する原則」では、2022年6月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告で提言されたサステナビリティ情報の開示についての期待などを踏まえて、サステナビリティ情報の開示における考え方や望ましい開示に向けた取り組みを取りまとめています。主な改正事項は図表3のとおりです。

(図表3) 記述情報の開示に関する原則の主な改正事項

サステナビリティ全般	<ul style="list-style-type: none">■ サステナビリティ情報開示の考え方<ul style="list-style-type: none">・ サステナビリティに関する考え方及び取組は経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するもの■ 望ましい開示に向けた取組み<ul style="list-style-type: none">・ 重要と判断した具体的なサステナビリティ情報は、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの構成要素に基づき開示すべきである・ サステナビリティ情報には、国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得る・ 国際的に確立された開示の枠組みであるTCFD又はそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合には、適用した開示の枠組みの名称を記載する・ 重要性を判断して「戦略」と「指標及び目標」を記載しない場合でも当該判断やその根拠の開示が期待される (※3)・ 温室効果ガス(GHG)排出量は、重要性の判断を前提としつつ、スコープ1、2の積極的な開示が期待される
人的資本・多様性	<ul style="list-style-type: none">■ 望ましい開示に向けた取組み<ul style="list-style-type: none">・ 女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差といった多様性に関する指標については、投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべき

1.「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正の公表 (3/3)

パブリックコメントに対する金融庁の考え方の公表

金融庁は、本改正の公表とともに、公開草案に対するコメントおよびその回答を「パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」にて公表しました。改正後の規定を適用する上で特に参考になると考えられる回答は図表4のとおりです(PwCにて選出)。

なお、公表された全ての回答は以下から確認できます。

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/01.pdf>

(図表4) パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

※「コメントの概要」はPwCにて要約、「金融庁の考え方」はPwCにて一部を抜粋して記載(特に重要と考えられる箇所はPwCにて赤字で強調)

対象	コメントNo.	コメントの概要	金融庁の考え方(金融庁の回答)
人的資本・多様性に関する開示	12	連結子会社が多い企業は、3つの指標(P2参照)の開示に相当の準備期間が必要である。企業の体制が整うまでは、提出会社単独での開示や、提出会社と主要な連結子会社のみの開示も許容いただきたい。	女性活躍推進法等による公表義務の対象となる連結子会社のうち、有価証券報告書の提出日までに女性活躍推進法等による公表が行われず、後日公表予定である会社がある場合や、提出会社において連結子会社の公表した情報の集約が困難である場合には、 その旨と提出日までに記載可能な情報を記載した上で、後日、未記載分を追加するため、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられます。
	166, 167	人的資本に関する「指標及び目標」については、当面の間、連結グループ全体での開示を求めることが許容してほしい。	例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているが、必ずしも連結グループに属する全ての会社では行われてはいない等、 連結グループにおける記載が困難である場合には、その旨を記載した上で、例えば、連結グループにおける主要な事業を営む会社単体(主要な事業を営む会社が複数ある場合にはそれぞれ)又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことも考えられます。
サステナビリティ全般に関する開示	83~87	4つの構成要素(P2参照)は、明確に項目立てをして記載するのか。	現時点では、 構成要素それぞれの項目立てをせずに、一体として記載することも考えられます。
	88~96	重要性の判断基準は、各社ごとの判断でよいか。	重要性については、各社において、「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて判断いただくことになります。 開示原則2-2において、「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる。」としており、その重要性は「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい。」としていることを参考にすることが考えられます。
他の公表書類への参照	238~241	過去の実績の開示や将来公表予定の任意開示書類の参照も許容されるのか。	有価証券報告書の記載内容を補完する詳細な情報については、 前年度の情報が記載された書類や将来公表予定の任意開示書類を参照することも考えられます。 もとより、将来公表予定の書類を参照する際は、投資者に理解しやすいよう公表予定期間や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれます。

出典:金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」をもとにPwC作成

2. サステナビリティ開示基準の設定に関する動向

- ・国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、IFRSサステナビリティ開示基準を2023年6月末までに公表する予定です。
- ・ISSBの動きを受け、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)は、ISSB基準に相当する日本版基準の開発を進めています。

国際的な動向

ISSBは全般的な要求事項(S1基準)、気候関連開示(S2基準)の審議を2023年2月に終え、同年6月末までに最終基準として公表する予定です。これまでISSBは、各法域の基準や既存の開示フレームワークと相互運用可能な、サステナビリティ報告のための包括的グローバルベースラインの開発を目指し審議を重ねてきました。現在はグローバルでの基準の導入に向けて、キャパシティビルディング(基準適用のための態勢構築)の支援を進めています。基準は2024年1月1日以後開始する年次報告期間から発効予定です。

今後、次期プロジェクトの候補である4つのテーマ(生物多様性、人的資本、人権、財務報告との統合)について、ISSBは情報要請を行い、さまざまな利害関係者からフィードバックを得る予定です。また、参照が要求されているSASB基準の一部が特定の法域の規制に依拠しているため、国際的な適用可能性を向上させるための方法論を開発中で、2023年5月に公開草案を公表する予定です。

(図表5)各法域の基準開発と適用開始の予定時期(概要)

法域	基準	2023年	2024年	2025年
ISSB (国際)	S1基準、S2基準	6月末までに最終化	新しい基準案の協議	
	適用時期		各法域の規制当局による決定次第	
EU	欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)	Set 1 産業横断型基準	Set 2 産業別基準(4業種) +上場中小企業	Set 3 産業別基準 (25業種)
	適用時期		企業規模と上場区分により異なる。詳細は次頁参照	Set 4 産業別基準 (12業種)
米国	SEC気候関連開示規則	4月最終化		
	適用時期(22年3月公表のSEC規則案による)	大規模早期提出会社 適用開始	早期および非早期提出会社 適用開始	小規模報告会社 適用開始
日本	日本版S1基準、S2基準	公開草案公表	最終化	
	適用時期			未定

3.EUサステナビリティ情報開示に関する規制動向

・現行の非財務情報開示指令(NFRD)を刷新した新たな規制として、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)が発効しました。EU域内で一定の活動のあるEU域外企業にも適用されるため、日本企業も対応が必要となる場合があります。

CSRDの目的

2023年1月5日、CSRDが発効しました。EU加盟国は発効から18カ月以内に国内法制化することを義務付けられています。

欧州委員会は、この指令により、2014年に導入された非財務報告指令(NFRD)を抜本的に改正・強化し、サステナビリティ報告を財務報告と同等水準にすることを目指しています。そのため対象となる企業の範囲を拡大し、詳細な開示基準を強制することで比較可能性を高めています。また、開示場所をマネジメントレポート内の専用セクションとし、デジタルタグ付けを取り入れることで、情報へのアクセス可能性や利便性を高めています。

さらに、NFRDでは任意であった、独立した第三者による保証を義務化することにより、情報の信頼性の確保も図っています。当初は限定的な保証ですが、将来的には合理的保証への移行が検討されています。

(図表6)適用対象と適用開始時期

※EU加盟国は国内法化の際に適用対象の範囲を拡大する可能性があります。

企業の法域	適用対象	定義	適用開始時期
EU企業	NFRD対象企業	すでにNFRD適用対象となっている企業	2024年度について 2025年に報告
	CSRDで新規に対象となる大企業／グループ	単体またはグループで、①総資産2千万ユーロ、②純売上高4千万ユーロ、③年間平均従業員数250名 のうち、2つ以上の閾値を超える企業	2025年度について 2026年に報告
	上場中小企業 (零細企業は含まれない)	上記大企業に該当せず、かつ、①総資産35万ユーロ、②純売上高70万ユーロ、③年間平均従業員数10名 のうち、2つ以上の閾値を超える、EU域内市場の上場企業	2026年度について 2027年に報告 (2年間の免除規程あり)
EU域外企業	最終親会社がEU域外企業で、EU域内で一定の活動のある企業グループ	対EU域内のグループ純売上高が直近2年間連続で1億5千万ユーロを超え、かつEU域内に大企業または上場企業が1社以上あるいは前年度の純売上高が4千万ユーロ超の支店が1つ以上あるEU域外企業グループ	2028年度について 2029年に報告

要求される開示事項

CSRDはサステナビリティ開示の制度的枠組みを規定するものであり、具体的な開示内容は欧州サステナビリティ報告基準(ESRS、EU域外企業の場合は原則としてEU域外企業向けESRS)に従って開示することが求められます。

ESRSでは業種横断型基準として、一般的な開示事項の他、環境、社会、ガバナンスに関する開示事項を定めた12の基準が2023年6月に欧州委員会で採択される予定です。さらに業種別基準および上場中小企業向けの基準が、2024年6月以降、順次採択される予定です。

第三者保証の義務化

CSRD対象企業は、初年度から第三者保証が義務付けられています。財務諸表の監査人による保証が原則ですが、加盟国によっては財務諸表の監査人以外の監査法人、その他の独立した保証サービス提供者による保証も認められる可能性があります。

その他刊行物と ESG 10 minutes 過去号の紹介

非財務情報開示のあるべき姿および潮流について考察したレポートのご紹介

【特集】非財務情報開示の潮流(PwC's View 第42号)

PwCでは重要な経営アジェンダの1つであるSX(サステナビリティ・トランسفォーメーション)に関連する、企業のさまざまな経営課題の解決支援に取り組んでいます。本特集では、このうち、SXの川下に位置し、有価証券報告書の開示内容の拡充をはじめ、気候変動や人的資本関連の新たな開示規制の導入により目下対応が迫られている非財務情報の潮流について考察しています。

詳細は以下にて掲載中

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/prmagazine/pwcs-view/202302.html>



るべき非財務情報開示とは-求められる信頼性の確保に向けて

非財務情報における開示基準等が乱立する中、企業の開示部署からはこれらの要請に対応するための情報収集や開示に多大なリソースを費やし、負担感が増しているという悩みを聞きます。このような状況下で、るべき非財務情報の姿を検討し、企業経営に資するあり方はどのようなものかを改めて考察しました。

詳細は以下にて掲載中

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/non-financial-information-disclosure.html>



本稿と合わせて、ESG 10 minutes のバックナンバーもぜひご一読ください。

ESG 10 minutes Vol. 6(2023/1)のトピック

- ・「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表
- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向

ESG 10 minutes Vol. 5(2022/10)のトピック

- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向
- ・内閣官房「人的資本可視化指針」の概要
- ・人的資本情報開示の海外動向

ESG 10 minutes Vol. 4(2022/7)のトピック

- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向
- ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表について
- ・欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の解説

ESG 10 minutes Vol. 3(2022/4)のトピック

- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向
- ・「非財務情報の開示指針研究会」の動向
- ・生物多様性や自然資本に関する動向
- ・TNFDの自然関連リスク管理フレームワークの紹介

ESG 10 minutes Vol. 2(2022/2)のトピック

- ・IFRS財団による国際的なサステナビリティ開示基準の設定
- ・金融庁「記述情報の開示の好事例集2021」を公表
- ・CDPが2021年のAリスト企業を発表

詳細は以下にて掲載中

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/esg-10minutes.html>

Fact Sheet

PwC[®]は、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界152カ国に及ぶグローバルネットワークに約328,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。



主な提供サービス

- ・ 監査およびアシュアランス
- ・ コンサルティング
- ・ ディールアドバイザリー
- ・ フォレンジック
- ・ 税務
- ・ 法務



People

327,947人

アシュアランス	121,746人
アドバイザリー	105,960人
税務&法務	52,251人
プラクティス・サポート・スタッフ	47,990人

2022年6月30日時点



Revenues

503億米ドル (2022年6月30日時点)

サービスライン別 総収益 (単位:百万米ドル)	FY22 (FY22為替 レート)	FY21 (FY21為替 レート)	増減率	増減率 (恒常為替 レート)
アシュアランス	18,009	17,073	5.5%	7.6%
アドバイザリー	20,708	17,029	21.6%	23.5%
税務および法務	11,577	11,040	4.9%	6.8%
総収益	50,294	45,142	11.4%	13.4%

地域別 総収益 (単位:百万米ドル)	FY22 (FY22為替 レート)	FY21 (FY21為替 レート)	増減率	増減率 (恒常為替 レート)
米州	21,336	18,309	16.5%	16.3%
アジア太平洋	9,862	8,862	11.3%	14.0%
欧州・中東・アフリカ	19,096	17,971	6.3%	10.0%
総収益	50,294	45,142	11.4%	13.4%

恒常為替レートの増減率(%)は、米ドル建ての為替レートの影響を除外した現地通貨建てでの数値です。2022年度の収益は、PwC全ファームの合計収益で、2022年度の為替レートの平均で換算し、米ドルで表示しています。2021年度合計収益は、2021年度の為替レートの平均で表示しています。総収益にはクライアントに請求した経費も含まれます。2021年度の数値は、2022年度のオペレーションの最新事業構造を反映して更新しています。地域間の収益は、合計値に含まれていません。

[®] PwCとは、プライスウォーター・ハウス・コーパス・インターナショナル・リミテッドのメンバーファームによって構成されたネットワークを意味し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人です。

PwCのメンバーファームが
サービスを提供した先は、

191,000社+

Fortune Global 500社中
84%



Locations

152カ国



本 ESG 10 minutes へのお問い合わせ は、PwC あらた有限責任監査法人 サステナビリティ戦略室 までお問い合わせください。
Email : jp_aarata_esg-mbx@pwc.com